

週刊エフアンドパートナーズ

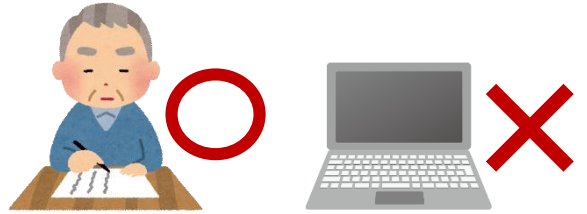
平成30年10月22号



平成31年1月13日から 遺言制度が新しくなります

平成30年7月6日に成立した改正相続法により、遺言制度が大きく変更されます。

これまで「自筆証書遺言」は内容等について
「全文自書」する必要がありました。



しかし、自筆証書遺言はお亡くなりになる直前に作成されることも多いのですが、
そのような場合

字が書けずに作成ができない。

作成できても簡単な内容のものしか作成できない

ということがありました。



何箇所もある不動産を
全部手書き…

書き間違いの不安…

新しい遺言制度では
自筆証書遺言について要件を緩和して、
相続の対象となる財産の部分については、パソコンで作成することを可能としました。



また2020年には、**自筆証書遺言を法務局で保管する制度**も開始する予定です。
遺言の紛失等を防止することが可能となり、遺言制度を利用する方が増えていきそうです。

遺言については、私たちF&Partnersにお任せください！

今週の
お客様の**声**

依頼して
よかった点は？

大津市 えむら様

連絡の細かさ丁寧な対応

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

司法書士法人
F&Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

